

述べられ、国への施策提言をして頂いております。

なおインターネットでも、社会保障審議会障害者部会で報告された資料 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106976.html>) や福祉新聞の記事 (<http://www.fukushishimbun.co.jp/topics/11489>) を見ることが出来ます。

今年は私たちも色々な問題を共有し、「障がいのある人もない人も地域で支えあう社会」づくりに大阪市手をつなぐ育成会として、地域に向けての啓発活動に力を注ぎ、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、会員の皆様・職員の皆さんと一緒に進めていきたいと思いますので、引き続きご支援賜りますようよろしくお願い致します。



会員向け学習会が開催されました

東成育成園支部 中島 由紀子

12月の勉強会は大阪府障害者福祉事業団の職員でファイナンシャルプランナー(以下FP)の資格をお持ちの鹿野佐代子様に「知的障がいのある子がいる『親なき後』のライフプラン」についてご講演頂きました。この日は60名を超える皆様にご参加頂き、関心の高さを感じました。



FPとは収入と支出のバランスを分析し、夢や実現したいことがいつ叶うのか経済的な視点で考えるお金の専門家のことです。鹿野様は長年にわたる知的障がい者施設での仕事を通じ、お金に関する支援の大切さに気づき、FP資格を取得され障がいのある人への資金計画や、家族に親亡き後の対策についてアドバイスを行っていらっしゃいます。

お金の流れを視覚的にわかりやすくする為に、主に企業の会計手法に用いられる「キャッシュフロー表」を作成することで、1年の収入と支出の推移を計算して問題点を見付け、対策を立てることが出来ます。そ

のようにすることでやりたいことが実現できたり、先々の不安が軽減され親亡き後にいくら残せばいいのか試算しやすくなると説明されました。

「もしも」のことがあった時の為に、親は自分の財産をどのように分けてほしいのか意思を遺しておく必要があります。遺産を分割する際は兄弟姉妹で話し合いをして決める事になりますが、障がいのある子が相続する為には遺言書を作成する必要があることや、生命保険の終身保険の受け取り人を障がいのある子に指名することを挙げられました。また、グループホームで生活している子供に仕送りをしていた場合、親が亡くなった後は継続することができないことになる為、生命保険に入っておくことで生活が困難になる心配も無くなります。

親名義の不動産がある場合も対策が必要ということでした。障がいのある子が不動産を相続すると適正に売却できない可能性があり、一人親と同居していたケースでは住む家はあっても子供だけでは生活できない事態になるかもしれません。また、親が家を売ってしまうと賃貸の家賃が必要になる為に生活費の負担が増えてしまい、親が入院したり介護老人ホームに入居した場合、売却した不動産で得たお金や貯蓄は親の介護費用に充てられることとなります。家の対策としては、銀行が行っている「リバースモーゲージ」という家を担保に貸付できる制度があり、活用するメリットとして①親は住み慣れた家で余生を送ることができる。②毎月の生活費に余裕ができる③親一人、子一人なら不動産を売却しても相続で揉めることが無い。④親が健康なら余裕資金で生命保険に入り、増やして子供に残すことができる。等があります。

金銭管理能力を身に付ける為には継続的にトレーニングが必要で、重度の人であっても自分の財布を持って自分でお金を出す習慣は大切とのこと。また、1週間に使って良い生活費を知る為に、一目で残金を確認できる「袋分け」の管理をすることで浪費が改善された事例も紹介されました。

子供の自立を考える上で、親亡き後の生活を意識し、親に万が一のことがあっても大丈夫なように信頼できる誰かとしっかり繋がっておく、自立して生活できる場所を見付けておく、体験・トレーニングを積む、余暇活動を充実させておく等が重要と説明があり、最後に福祉の現場とFPの経験を兼ね備えた鹿野様が所属されているNPO法人発行の、障がいのある人の相続に関するハンドブックとエンディングノートをご紹介頂きました。